

## 南会津移住サポート推進事業 業務委託仕様書（案）

### 1 本仕様書について

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が受託業者（以下「受注者」という。）に委託する「南会津移住サポート推進事業」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の名称

南会津移住サポート推進事業

### 3 業務の目的

福島県南会津地域（以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、関係・交流人口の拡大や移住・定住の促進に取り組む必要がある。

また、普段の移住相談では、地域住民とのコミュニケーションや冬の生活への不安を抱えている方が多く、移住する前に生活を体験したいといったニーズがある。

移住・定住を促進するためには、地域での継続的な移住者受入・支援体制を構築すること及び移住後の地域との mismatch をなくしていくことが重要であり、当地域に一定期間滞在して行う生活体験を通して、地域住民との交流や地域ならではの体験をする機会を提供し、移住希望者に対して移住までの具体的なロードマップを示すことで移住・定住の促進を図る。なお、生活体験の実施エリアは只見町、南会津町を中心とする。

### 4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

### 5 業務の概要

- (1) 地域での継続的な移住者受入・支援体制の構築に係る準備
- (2) 生活体験における体験プランの企画立案及び進行管理
- (3) 地域の案内人の選定、連絡調整
- (4) 事業の周知、広報、参加者募集
- (5) 生活体験希望者の事前面談
- (6) 生活体験中の取材、動画撮影・編集
- (7) 事業の効果・検証

### 6 業務の内容

#### (1) 地域での継続的な移住者受入・支援体制の構築に係る準備

- ア 地域住民が主体となった移住者受入・支援体制構築の参考となる先進地を提案すること。なお、提案する先進地は、移住者を主とした地域のキーパーソン、地域おこし協力隊、地域おこし協力隊 OB・OG 等を構成員とした NPO 団体

や協議会等の民間団体が移住者の受入・支援体制を行っていることを要件とする。

イ 地域住民が主体となった移住者受入・支援体制構築に向けた意見交換会を年1回運営すること。なお、開催日時及び場所並びに参加者は発注者と受注者の協議により決定する。

## (2) 生活体験における体験プランの企画立案及び進行管理

ア 生活体験者が、滞在期間中に地域住民と交流し地域の文化等に触れる機会を提供するための体験プランを企画立案すること。

イ 体験プランは、只見町と南会津町でそれぞれ、1週間～3週間程度の短期プランを2プラン以上、1～3ヶ月程度の長期プランを2プラン以上企画すること。併せて、体験プランに組み込む、当地域で実施できるコンテンツを企画すること。

なお、体験プラン及びコンテンツは、(5) 生活体験希望者の事前面談を経て、各生活体験希望者のニーズに合わせて決定する。

ウ 体験プラン及びコンテンツは、地域の案内人や地域住民と連携して実施するものとし、事業への協力に伴う謝金等が発生する場合には、経費に積算すること。

### 【体験プランに組み込むコンテンツの例】

除雪体験、空き家DIY体験、農業体験、伝統文化・行事等への参画、地域住民との交流会、南郷トマト収穫作業など

エ 体験プラン及びコンテンツの提供に当たっては、体験プラン及びコンテンツに応じた体験料を設定し利用者から徴収すること。なお、徴収した体験料は、本業務の実施経費に充当すること。

オ 生活体験者に対して滞在期間中に居住する体験住宅を提供することとし、町村等が運営する体験住宅、地域のゲストハウス、民泊施設、空き家バンク登録物件等から選定すること。

カ 生活体験者が滞在期間中に居住する体験住宅の家賃又は宿泊料については受注者が委託料から支払うこととする。

キ 生活体験者が滞在期間中に利用可能な行政等による支援制度があれば、積極的に利用を促すこと。

ク 生活体験者を受け入れるに当たっては、家賃・宿泊料以外の生活費は一切給付しないこと。ただし、行政の既存施策等を活用した補助、助成については可とする。

ケ 体験プラン及びコンテンツの企画や住宅の提供等に当たり必要な関係者との一切の連絡・調整を行うこと。

## (3) 地域の案内人の選定、連絡調整

ア 事務局と連携して生活体験者のコーディネーターやフォローを行う「地域の案内人」を各地域5名程度設置することとし、具体的に提案すること。なお、詳細は提案内容に基づき、発注者と受注者の協議により決定する。

イ 地域の案内人は、地域のキーパーソン、地域おこし協力隊、地域おこし協力

隊 OB・OG、町村職員等から選定すること。

#### (4) 事業の周知、広報、参加者募集

ア 参加者を募集するに当たり、専用の Web サイトを作成すること。

イ 参加者を募集するに当たり、SNS 等を活用した効果的なプロモーションを実施することとし、有料・無料を問わず具体的に提案すること。

ウ 生活体験者数は、延べ10名程度を確保すること。

#### (5) 生活体験希望者の事前面談

ア 希望者から参加の応募があった場合、滞在期間や体験内容等の詳細ニーズを把握するため、町村の移住担当者と連携して、事前に面談を行うこと。

イ 面談の実施に当たり必要な関係者との連絡・調整を行うこと。

#### (6) 生活体験中の取材、動画撮影・編集

生活体験者が滞在期間中に行う活動の様子について、取材や動画撮影等を行い、Web サイト等を活用し広く PR することとし、PR 方法を具体的に提案すること。

#### (7) 事業の効果・検証

ア Web サイトについて、アクセス数等の解析を随時行い、流入数の増加や回遊性の向上に努めること。

イ 生活体験者にアンケートを実施し、事業の効果検証を行うこと。

ウ 効果検証は随時行い、必要に応じて事業改善や効果的なプロモーションに反映させること。

### 7 業務の実施体制

(1) 受注者は、本業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整備すること。

(2) 受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡調整を行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっては、地域住民や行政をはじめとした関係者と密に連携することとし、必要に応じて、福島県が実施する他の事業やその受託事業者等とも連携すること。

### 8 委託料に含まれる経費

本業務の委託料には、本業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。

ただし、発注者の職員旅費や発注者が行う広報経費等は除く。

### 9 提出書類

(1) 委託業務着手届（第1号様式）

事業開始時に速やかに提出すること。

(2) 委託業務完了届（第2号様式）

事業完了時に速やかに提出すること。

(3) 成果品（任意様式）

委託業務完了届（第2号様式）と併せて、下記「10 成果品」に記載のとおり提

出すること。

## 10 成果品

- (1) 実績報告書  
紙媒体（A4サイズ）で2部と電子データで提出すること。
- (2) 本業務で撮影した写真、動画データ  
電子データを記録媒体に保存し提出すること
- (3) その他に発注者が必要と認める資料等  
※ なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

## 11 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更  
受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し承認を得ること。
- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応  
本業務の内容のうち、仕様書で定める回数や参加者数等の数量に満たないと明らかになったものがある場合には、発注者と受注者の協議により、内容を変更する、又は委託料を減額するものとする。
- (3) 仕様書に記載されていない事項  
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて、発注者と受注者が協議し対応するものとする。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (2) 本業務の実施において必要な打ち合わせを随時行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、南会津管内の町村と連携しながら行うこと。
- (4) 本業務の進行状況について、発注者に定期的に報告すること。